

# 宮城県国土利用計画審議会の運用の変更（案）について

資料 7

《土地利用基本計画図の変更に関する審議》  
**【変更案件の現状】** 森林地域の縮小案件が多い。  
**【問題点・課題】** 森林地域の縮小に関する審議は、  
 林地開発完了後の後追いとなっている。  
**【運用上の改善策】**  
 ① 「森林地域の縮小」は、審議時点で既に森林法に基づく許可を経た  
 開発行為が完了しており、審議会で審議を行う必要性に乏しいの  
 で、個別案件は審議対象とせず、報告事項とする。  
 ② 「その他の地域の変更」及び「森林地域の拡大」については、あ  
 らかじめ審議することの実質的な意義があるため、従来どおり審議対  
 象とする。

